

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月
こども家庭庁支援局
総務課

《 目 次 》

I . 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

1. 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた
手法の開発・実証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. いじめ調査アドバイザーの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

II . こどもの自殺対策の推進について

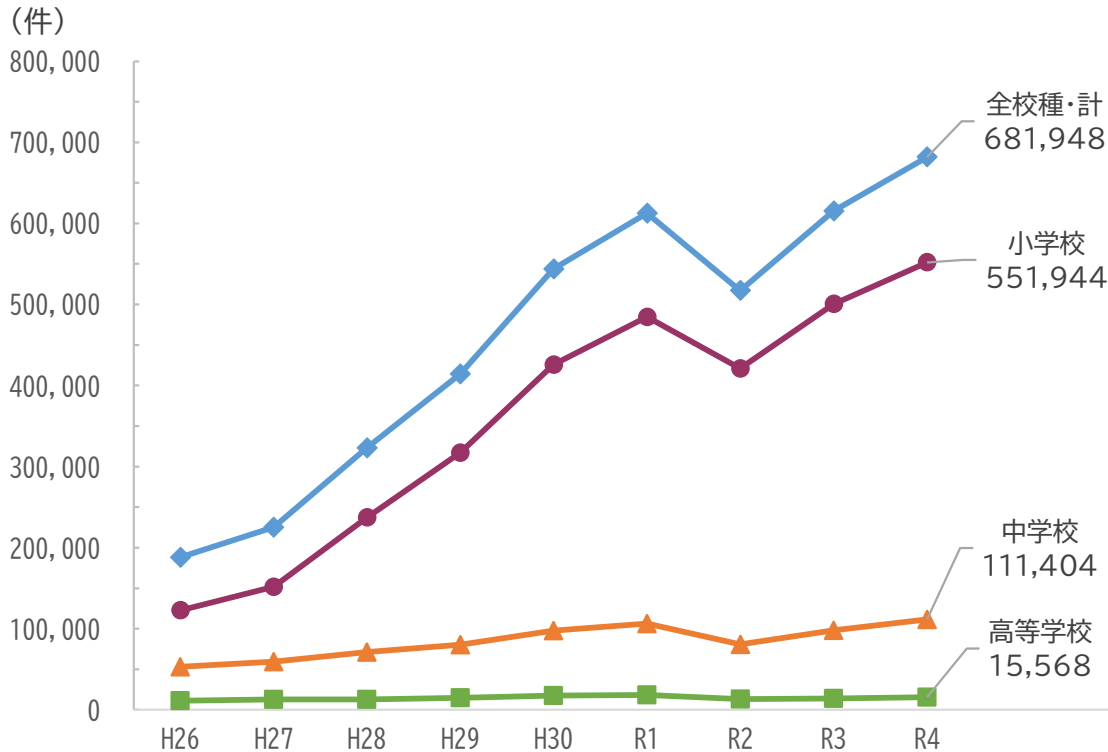
1. こどもの自殺対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 令和6年度予算案等におけるこどもの自殺対策関連予算について・・・・・・・・ 24
3. ゲートキーパーの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

I . 地域におけるいじめ防止対策の 体制構築の推進

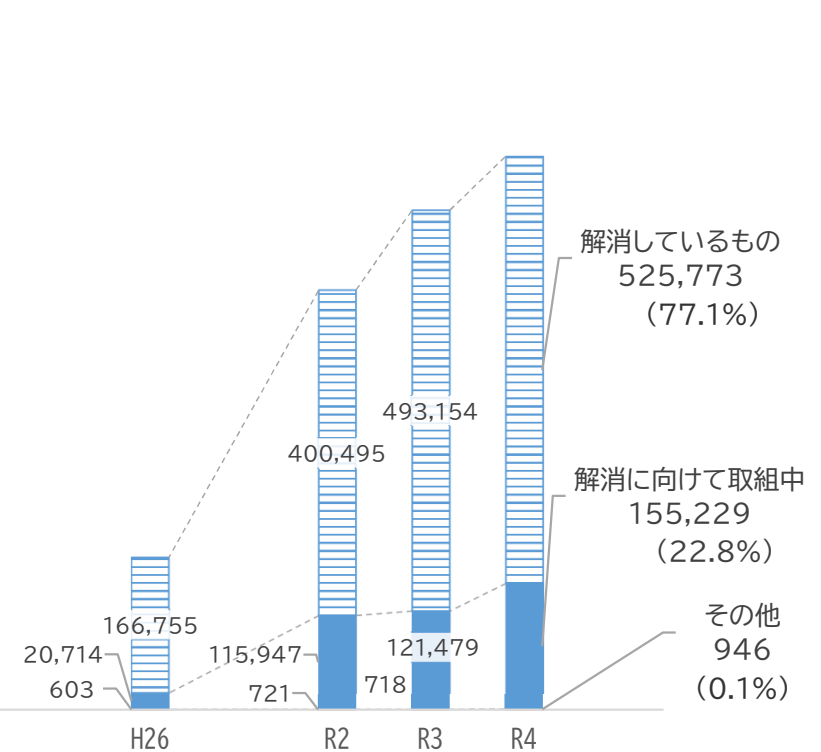
1. 学校外からのアプローチによるいじめ解消の 仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

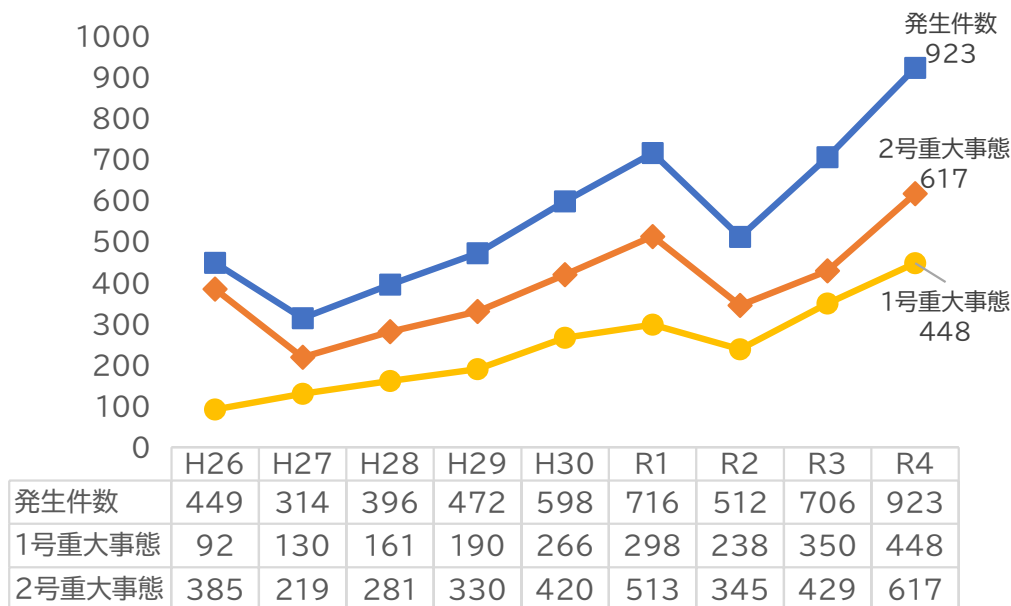
※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号		162	187	96	3	448
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
	金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617	

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

いじめ防止対策に関するこども家庭庁の所掌事務、基本方針の記載

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）（抜粋）

（所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

いじめ及び不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法に基づき定める基本指針等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言や調査等を行う。

こども家庭庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。また、法務省の人権擁護機関の活動との連携を推進する。

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有するとともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講ずる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。

地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

令和5年度補正予算 : 4.1億円

令和6年度当初予算案 : 0.1億円 (2.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】(R5補正予算 : 4.1億円)

① 実証地域 (自治体の首長部局) での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほか、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証イメージ)

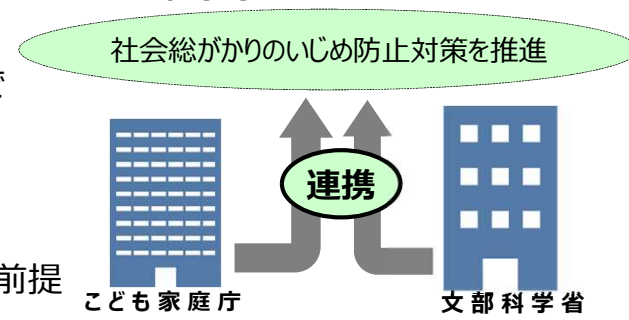
- ・令和5年度に未実施の地域 (ブロック) や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築 (認知時の情報共有、指導者等への研修など)
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築 (首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど)

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等 (民間団体等に委託)

【(2) いじめ調査アドバイザーの活用】(R6当初予算案 : 0.1億円)

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域 (首長部局) での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村
【補助割合等】 委託費 (国10/10)

②実証地域への専門的助言や効果検証等

【委託先】 民間団体等 (1団体)
【補助割合等】 委託費 (国10/10)

(2) いじめ調査アドバイザーの活用

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

(1)①実証地域	R5当初予算	R5補正予算
予算箇所数	8カ所	35カ所
補助率等	委託費 (国10/10)	委託費 (国10/10)

* 委託事業としては、令和7年度を目途に終了させる想定

(参考) こども家庭庁が進める首長部局におけるいじめ防止対策について 令和6年1月25日にオンラインでシンポジウムを開催

社会総がかりで考える 地域におけるいじめ防止 シンポジウム

本シンポジウムでは、こども家庭庁が進める、首長部局でいじめ防止対策事業に取り組む自治体からの発表等を通じて、こどもまんなか社会の実現に向けて必要ないじめ防止対策を考えます。

こどもまんなか
こども家庭庁



日時 2024年1月25日(木)
13:15~15:30

実施方法 ・オンライン(YouTube配信)・手話通訳あり

オンライン視聴方法 当日は下記のリンクから配信を予定しています。動画は閉会後も視聴いただくことができます。
<https://youtube.com/live/YgsZKgYvrHE>



プログラム

13:15	開会	こども政策担当大臣 加藤 鮎子
13:20	基調講演「地域において必要ないじめ防止対策」	(公社)子どもの発達科学研究所所長・主席研究員 和久田 学
13:50	令和5年度地域におけるいじめ防止モデル事業の事例発表	旭川市・熊本市担当者
14:30	パネルディスカッション 「こどもまんなか社会の実現に向けて必要ないじめ防止対策を考える」	
	ファシリテーター	(公社)子どもの発達科学研究所副所長・主任研究員 大須賀 優子
	パネリスト	こども家庭庁／文部科学省 旭川市／熊本市(事例発表自治体) (公社)子どもの発達科学研究所所長・主席研究員 和久田 学(基調講演者) 杏林大学客員教授・前三鷹市長 清原 慶子 新潟市教育委員会 教育次長 池田 浩 東京都立学校スクールカウンセラー 小林 友也
15:30	閉会	

※こども政策担当大臣については、公務等の都合でビデオメッセージ対応となる場合があります。プログラムおよび登壇者は都合により変更される場合があります。

- 当日は本事業に取り組む自治体からの事例発表や、様々な立場からの有識者によるパネルディスカッション等を実施
- 当日の様子は、以下こども家庭庁You Tubeでアーカイブ配信中



基調講演

「地域において必要な いじめ防止対策」

(公社)子どもの発達科学研究所所長・主席研究員

和久田 学 氏



<https://www.youtube.com/watch?v=YgsZKgYvrHE>

令和5年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに 向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画（主な取組）

団体名	主な取組
北海道 旭川市	令和5年4月に市長部局に創設された「いじめ防止対策推進部」において、相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応。
千葉県 松戸市	市長部局にいじめ相談専用窓口を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。
三重県 伊勢市	市長部局に「こどもいじめ相談窓口」を開設。被害（加害）者の背景（家庭環境・複合的課題）を踏まえ、関係機関と連携。
大阪府 堺市	臨床心理士等の専門職がこども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等にあった対応を実施。
大阪府 八尾市	1人1台端末にいじめ報告相談用アプリを導入。福祉部門等の関係部局を始め、教育委員会とも連携。
大阪府 箕面市	市長部局に「いじめ相談支援センター(仮称)」を新設し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」等を実施。
福岡県	知事部局にこどもいじめ専用窓口を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町と連携して対応。
熊本県 熊本市	市長部局に、こどもの権利に関する課題解決を図る組織を設置。こども食堂など地域の居場所の主任児童委員等と連携していじめ事案を早期把握。

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 令和6年度に実施する自治体の公募について

【事業概要】

自治体の首長部局（学校・教育委員会ではなく）において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで取り組む手法等の開発・実証を行う。

【必須要件】

- 実証の主体は地方公共団体の首長部局とすること。
- 相談対応のみならず、首長部局がいじめの解消まで関与する取組であること。
- いじめの被害、加害の背景には、家庭の抱える様々な問題があることも考えられることから、福祉部門等の関係部局・関係機関との連携を行うこと。
- いじめに関するアンケートや相談対応において、ICT等を活用するなど、効果的・効率的な手法の検討を行うこと。
- 専門事業者による開発・実証業務の助言等に加えて、効果検証やモデル化に向けて、専門事業者と連携をしながら、実証結果をエビデンスに基づいて検証ができるようにすること。

【令和6年度に重点的に取り組むテーマについて】

上記の必須項目に加えて、以下に挙げるテーマ等に重点的に取り組むよう努めること。

- スポーツクラブや塾など、学校以外の集団におけるいじめへの対応（認知時の情報共有、指導者への研修等）
- 被害保護者支援のための体制構築（首長部局側において適切な専門家等を紹介し、当該専門家等を代理人として被害者側の思いの整理や教育委員会等との調整にあたるなど）
- より第三者性を高めた独立性の高い組織によるいじめの解消に向けた対応（学識経験者等による外部委員会の設置や、NPOなど外部機関への委託等を通じ、行政機関による対応への強い不信感を有する被害者等への支援の実施等）
- 都道府県単位の広域モデル など

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 令和6年度に実施する自治体の公募について

【契約期間】

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

【予算関係】

- 1自治体あたり ～2,000万円程度
※ただし、予算の範囲内で、応募状況と予算規模に鑑み、審査委員会において採択件数と予算規模を決定
- 重点テーマに取り組む場合は、委託費の上乗せ（上限500万円）を予定
- 予算科目は（目）委託費（国費10/10）

【公募期間】

～3月19日（火）17時まで

※4月中下旬に採択予定（6月～7月に契約予定）

【採択など】

予算の範囲内で、応募状況と予算規模に鑑み、採択件数と予算規模を決定。なお、予算の範囲内で追加採択が可能な場合、上記の公募期間終了後に再度公募を行う予定。

【HP】

https://www.cfa.go.jp/procurement/koubo_ijime_approach/



(参考) 一般向け啓発動画「いじめ問題への対応」

【動画のリンク】 <https://www.youtube.com/watch?v=r05lztqfF34>

いじめ問題への対応

いじめの定義のポイント

いじめ防止対策推進法 第二条第一項

- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

日本では、いじめの定義がこれまで変化してきた。

- 現在の定義では、いじめの被害者の心身の苦痛が強調されている。
- 周りが「このくらいは大丈夫」と思っても、そこに行為があり、被害者が心身の苦痛を訴えれば、いじめとして扱うという考え。
- これは社会通念上の「いじめ」とは異なる部分があることに注意が必要。

いじめ問題への対応

いじめかな、と思ったら

- 見て見ぬ振りはない
- その場で被害に遭っている子どもを助ける、逃がすこと
- ダメなことだと告げること
- 大人には責任がある！
- 難しかったら、学校や関係者、警察に告げること

いじめ問題への対応

いじめ防止に向けた取組が重要なわけ

- 将来にわたって子どもの発達に悪影響
- いじめ加害者は、反社会的人格障害になるリスクが4倍 (Copeland, 2013)
- いじめ被害者は、自殺念慮2.4倍、自殺企図2.5倍 (Bhatta, 2014)

いじめ問題への対応

いじめ問題のRTIモデル

- 1 - 5%
- 5 - 15%
- 80 - 90%

- 【3次支援：徹底した個別介入】
正確なアセスメント
個に合わせたケースワーク
- 【2次支援：いじめへの初期対応】
個別の相談、支援
保護者連絡、家庭訪問など
- 【1次支援：全ての子どもを対象にした予防】
良い行動を取りましょう！
スキルを学びましょう！

いじめ問題への対応

や・は・た行動

- いじめかもしれないことがあったときの対応（被害を受けたときの対応）
- 見たり聞いたりしたときの対応（傍観したときの対応）
- 助けを求める方法の提示（窓口の周知）

2. いじめ調査アドバイザーの活用

いじめ調査アドバイザーの概要

相談方法については
令和5年9月5日付け
事務連絡を参照のこと

1. 業務内容

【重大事態に係る調査の「第三者性の確保」の観点からの助言】

○いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防対法」という）第28条に基づく調査又は第29条から第32条に基づく再調査について、学校設置者や自治体からの直接の要請に応じて「第三者性の確保」の観点から助言を行う。

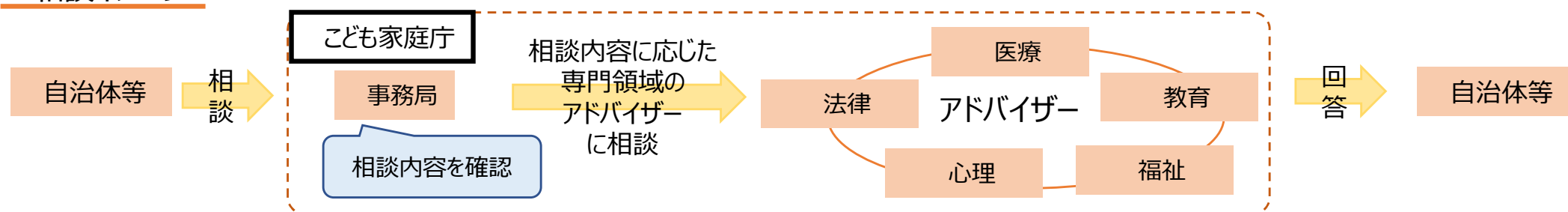
主な助言内容は以下を想定。

- ① 人選に係るアドバイスに関すること
 - ・事案に応じた職能団体の紹介
 - ・職能団体への適切な当たり方の助言
 - ※ その他、多様な職能団体との関係構築も含む
- ② 調査方法に関すること
 - ・中立・公平性のある調査方法の実施に関する相談対応

2. 運用方法

○法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識を有する者を「いじめ調査アドバイザー」として委嘱し、「1. 業務内容」の助言業務を行う。

～相談イメージ～



※ 自治体等のニーズがあれば、アドバイザーとの直接の相談も柔軟に対応。

※ 調査委員会の人選や調査方法に係る助言を行うもので、アドバイザーが調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではない。

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー

- ✓ いじめの重大事態について自治体等が設置する調査委員会の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置します。
- ✓ いじめ調査アドバイザーに対する相談は、こども家庭庁から行います（事務局で対応できる相談については事務局において対応します。）。
- ✓ 相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

相談可能な者	<ul style="list-style-type: none">● 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局（都道府県の私立学校主管課含む）● 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会● 附属学校を置く各国公立大学法人● 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体 <p>※指定都市を除く市区町村の首長部局・教育委員会は都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。</p> <p>（文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。）</p> <p>※各自治体が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。</p>
相談の窓口	ijime.chousa.advice@cfa.go.jp
相談の方法	<p>所定の相談票（Excel）に記入し、<u>重大事態の発生報告書</u>※や<u>相談に必要な関連資料を添付の上、上記メールアドレスに送信</u></p> <p>※令和5年3月13日付け内閣官房こども家庭庁設立準備室事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告について（周知）」の様式1 令和5年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」の様式1と同じ。</p>

相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 人選 に関すること	・事案に応じた職能団体の紹介について ・職能団体への適切な当たり方について など
✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る 調査方法 に関すること	・中立・公平性のある調査方法について など

相談の流れ



- ※ 必要に応じて直接いじめ調査アドバイザーに相談することも可能です。
- ※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

いじめ調査アドバイザー（令和5年度）

- ✓ 法律（弁護士）、医療（医師）、心理（臨床心理士・公認心理師・学校心理士）、教育（大学教員）によって構成されています。
- ✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、こども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- ✓ 本事業は、いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会の人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありません。
- ✓ 本事業は、専門的観点から助言を相談者に行うものであり、最終的な判断は、いじめ防止対策推進法に基づき、各相談者において行うこととなります。
- ✓ いじめ調査アドバイザーの助言については、外部に公開することを前提としているものではなく、あくまでも相談者から提供された情報、資料等を前提に行うものです。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者に回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。助言内容に関する情報の取扱いは御留意ください。
- ✓ いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈に係る御相談については、文部科学省にお問い合わせください。
- ✓ この他の御不明点は、お気軽にこども家庭庁にお問合せください。

本事業の実施に関するお問合せ

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁支援局総務課地域支援係
メール：shien.chiikishien@cfa.go.jp
電話：03-6862-0367

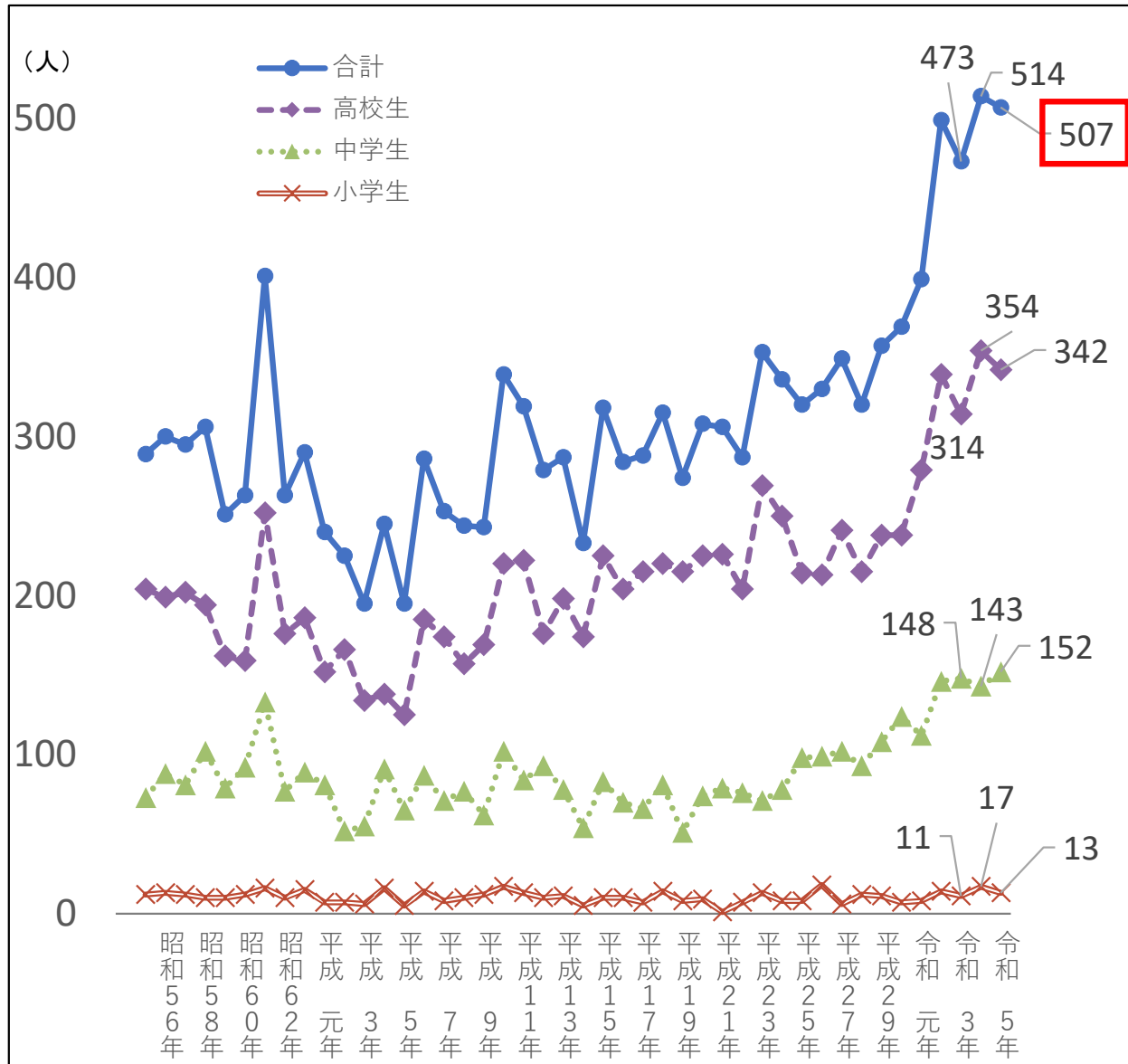
Ⅱ. こどもの自殺対策の推進について

1. こどもの自殺対策の推進について

【令和5年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和6年1月26日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年（暫定値）では507人と、過去最多の水準となっている。



【令和4年、令和5年（暫定値）】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和4年	令和5年 (暫定値)	対前年増減数 (R5 - R4)
合計	514人	507人	-7
小学生	17人	13人	-4
中学生	143人	152人	9
高校生	354人	342人	-12

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策)

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱¹⁹及びこどもの自殺対策緊急強化プラン²⁰に基づく総合的な取組を進めていく。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(1) 国における推進体制

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

19 令和4年10月14日閣議決定。

20 令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

2. 令和6年度予算案等における こどもの自殺対策関連予算について

こどもの自殺対策緊急強化プランに関する令和6年度予算案等のポイント

リスクの早期発見

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進
(文部科学省)



10億円 (新規)

※ 令和5年度補正予算

的確な対応

こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の更なる推進
(厚生労働省)

37億円の内数 (35億円の内数)

(参考) 令和5年度補正予算：
地域自殺対策強化交付金 20.7億円の内数



※ 地域自殺対策強化交付金及び調査研究等業務交付金
36.5億円 (34.7億円) の内数

要因分析

こどもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための
調査研究の実施 (こども家庭庁) 0.2億円 (新規)



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

- 調査研究等業務交付金による自殺対策に関する調査研究等の体制強化 (厚生労働省) 6.0億円 (4.9億円)
- こども家庭庁の自殺対策室の体制強化 (こども家庭庁) 3名の増員

令和6年度予算案等におけるこどもの自殺対策関連予算の状況について

○ 昨年6月に、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）において、とりまとめが行われた、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組を進めるため、以下のとおり、各省庁において令和6年度予算案等を計上している。

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」	令和6年度予算案等
<p data-bbox="73 288 524 352">こどもの自殺の要因分析</p> <ul data-bbox="103 363 1093 632" style="list-style-type: none"> 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 <p data-bbox="73 655 757 715">自殺予防に資する教育や普及啓発等</p> <ul data-bbox="103 746 1093 1015" style="list-style-type: none"> すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 <p data-bbox="73 1038 524 1098">自殺リスクの早期発見</p> <ul data-bbox="103 1145 1093 1513" style="list-style-type: none"> 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む。 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 	<ul data-bbox="1144 363 2175 1513" style="list-style-type: none"> こどもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための調査研究の実施 0.2億円 【こども家庭庁】 今年度から新たに都道府県等に対して基本調査の実施状況等について調査を実施中。【文部科学省】 自殺予防教育の指導モデル開発に向けた調査研究の実施 0.1億円 【文部科学省】 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援 30.5億円の内数【厚生労働省】 学習指導要領に基づく指導の充実を促進（啓発資料の作成・周知については、令和5年度事業にて実施）【文部科学省】 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進 令和5年度補正予算：10億円 【文部科学省】 潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業の実施 4.7億円の内数【こども家庭庁】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 令和6年度予算案：84億円 令和5年度補正予算：7億円 【文部科学省】

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す。
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実

遺された子どもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 指定調査研究等法人における必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成

- ・ 「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業は令和5年度の補正予算で実施。【内閣官房】
- ・ 孤独・孤立対策ウェブサイトの18歳以下を対象としたこども向け専用ページやチャットボット等により、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む 0.3億円【内閣府】
※デジタル一括計上予算として要求
- ・ 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体及び民間団体が行うSNSを活用した相談体制を強化 30.5億円の内数【厚生労働省】
（参考）令和5年度補正予算 20.7億円の内数【厚生労働省】
- ・ 地域自殺対策強化交付金等により、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援を更に推進 36.5億円の内数【厚生労働省】
（参考）令和5年度補正予算 20.7億円の内数【厚生労働省】
- ・ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、学びの多様化学校（※）や校内教育支援センターの設置促進等を実施 ※令和5年8月に不登校特例校から名称変更
令和6年度予算案：88億円 令和5年度補正予算：51億円【文部科学省】
- ・ 地域自殺対策強化交付金により、自死遺族団体に対する活動支援を実施 30.5億円の内数【厚生労働省】
- ・ 自殺対策室の定員を3名増員【こども家庭庁】
- ・ 中学生や高校生をターゲットにした、自殺予防・自殺対策に関する情報発信を行うための広報啓発活動の実施 0.4億円【こども家庭庁】
- ・ 調査研究等業務交付金により、自殺対策に関する調査研究等の体制を強化 6.0億円の内数【厚生労働省】
- ・ 小学生から20代までのこども・若者から、こども施策に対する意見を聞く、こども・若者意見反映推進事業（通称：こども若者★いけんぷらす）の実施 1.9億円の内数【こども家庭庁】
- ・ 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援（再掲） 30.5億円の内数【厚生労働省】

1 事業の目的

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっており、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するために、本年4月より「**こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議**」（議長：こども政策担当大臣）を開催。
- 関係省庁連絡会議においては、有識者・当事者からのヒアリングを実施した上、本年6月には、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「**こどもの自殺対策緊急強化プラン**」として、とりまとめを行った。
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁としても、こどもの自殺の要因分析のため、自殺に関する情報の集約・分析に関する調査研究に取り組むほか、自殺予防や自殺対策に関する広報啓発を積極的に実施していく。

2 事業の概要

1. 調査研究（0.2 億円（こども政策推進事業費補助金））

- 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を実施する。
※ 令和5年度から情報の集約・分析を開始しており、その際に得られた知見・課題等を踏まえ、令和6年度も継続して、多角的な分析等を行う。

2. 広報啓発活動（0.4 億円（こども政策推進事業費委託費））

- 中学生や高校生をターゲットにした、自殺予防・自殺対策に関する情報発信を行うための広報啓発活動を実施する。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

こどもの自殺の要因分析に係る令和5年度委託事業について

- 本年6月にとりまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、「警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む」とされた。
- こども家庭庁の委託事業により、いのち支える自殺対策推進センターにおいて、警察・消防・学校・自治体等の自殺に関するデータを集約し、多角的な分析を行う。

こども家庭庁

委託



いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）

- ・自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律により厚生労働大臣より指定。
- ・自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること等を業務とする。
- ・同法に基づく守秘義務あり（漏洩した場合の罰則あり）

警察庁

消防庁

都道府県教育委員会等

都道府県
(CDR*モデル事業)

自殺統計原票データ

救急事故等報告要領に基づく年報報告データ

- ① 児童生徒の事件等報告書
- ② 子供の自殺が起きたときの背景調査報告書

CDRモデル事業で把握された情報のうち自殺したこどもの死亡調査票・死亡検証結果票

*CDR(Child Death Review：予防のためのこどもの死亡検証)こどもが死亡した際に、医療、警察等の関係者が死亡した経緯に関する調査を行い、効果的な予防策を検討する取組。令和4年度は、8自治体においてモデル事業を実施。

1 事業の目的

- 地方公共団体における、子どもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（子どもデータ連携）を推進する。

2 事業の概要

1. 地方公共団体における実証事業

地方公共団体において、今後のガイドライン作成に活用できるよう、子どもデータ連携の実証事業を実施することを通じて、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。

2. 調査研究事業

実証事業で得られた成果等を基に全国の地方公共団体の取組に資する知見を整理しガイドラインへの反映を図るとともに、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等の課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。

※本実証事業を活用し、出来る限り早期に地方公共団体が参照できるガイドラインを作成する。その上で令和7年度を目途に、そうした成果を活用した地方公共団体による本格的な子どもデータ連携の取組を支援していくことを想定。

3 資金の流れ



1. 85億円（1.78億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- こども家庭庁設置法に対する附帯決議においては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方自治体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携することとされている。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- こども・若者意見反映推進事業（通称：こども若者★いけんぷらす）の実施
 - （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映する。意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出すファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
 - （2）令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受け、施設等に出向いて意見を聴く手法について、拡充する。【拡充】

3. 実施主体等

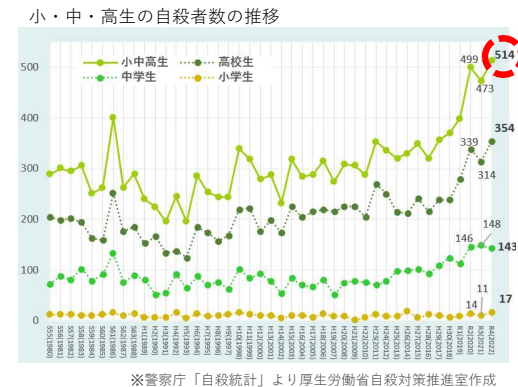
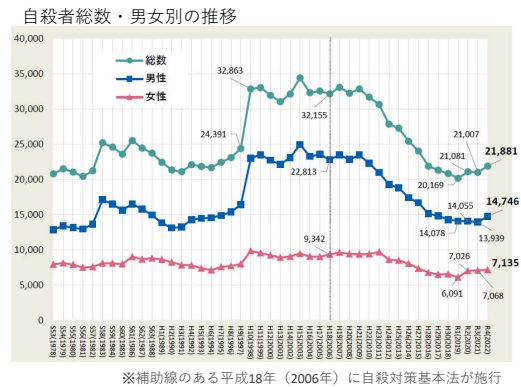
実施主体：国(委託)

「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

背景・課題

我が国の**児童生徒の自殺者数**は近年増加傾向にあり、昨年は統計を取り始めた昭和53年（1978年）以降**最も多い514名**に上った。日本はG7で唯一、**10代の死亡原因の第一位が自殺**であり、我が国において**こども・若者の自殺対策が喫緊の課題**となっている。

特に、**学校（教育委員会等）と地域（基礎自治体や保健所、医療機関等）の連携が大きな課題**である。地域には様々な分野の自殺対策の専門家がいるにもかかわらず、学校と地域との連携体制が整っていないために、結果として**こども・若者に対して専門的な支援を行うことができていない**ケースが少なくない。



概要・目的

「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム）」は、学校と地域が連携して、児童生徒等の自殺を防ぐための新たな取組である。例えば、学校が生徒の自殺リスクを察知した際、危機対応チームに支援要請を行うことで、**学校は危機対応チームのメンバーである専門家（精神科医や精神保健福祉士、弁護士やインターネットの専門家等）から、自殺リスクに関する緊急性の有無や当該生徒への支援のあり方等について直接アドバイスを受ける**ことができる。危機対応チームが、**学校と地域（基礎自治体等）との仲介役を果たすことで地域自殺対策力が向上し、児童生徒とその保護者に対して包括的な支援が可能となる。**

全国に先駆けて危機対応チームを設置した長野県では、危機対応チームが支援に関わった35名（4年間）の内、自殺で亡くなった児童生徒はひとりもない。支援要請を行った学校からも「生徒にとって良い方向に動き出すサポートをしていただき、大変助かった」「支援をしながら迷ったとき、相談できる存在があったとても心強く助かった」等の高い評価を受けている。**危機対応チームの活動は、児童生徒の命を守るだけでなく、学校の教職員等の負担軽減にもつながる。**

チームの設置

政府が本年6月にまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、**こどもの自殺対策の柱として「全国への設置を目指す」**ことが謳われ、昨年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にもチームの設置が盛り込まれている。

これらを踏まえて、**危機対応チームの設置・運営については、政府が地域自殺対策強化交付金により10/10補助**（今年度時点）を行い、いのち支える自殺対策推進センターが危機対応チームの設置等に関する実務的支援を行うこととしている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、**危機対応チームの事務局は首長部局（自殺対策担当）と教育委員会が緊密な連携を図りながら運営**することが求められる。

3. ゲートキーパーの推進について

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に
気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、
耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談
するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、
じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

【JSCPのゲートキーパー研修について】

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。JSCPのHP(<https://jscp.or.jp/>)より是非ご受講ください。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。